

神戸市では、『50年先も心地よく健やかに住み続けられるまち』をめざし、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の内容も含んだ「神戸市都市空間向上計画」を令和2年3月30日に策定します。

神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）の策定日以降、駅・主要バス停周辺居住区域（居住誘導区域）以外の区域、広域型都市機能誘導区域（都市機能誘導区域）以外の区域において一定規模以上の住宅開発や誘導施設の建築等を行う場合は、30日前までに市への届出が必要になります。

詳しくは下記神戸市ホームページからご確認ください。

URL <http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/toshikukan/index.html>